

## 人権問題理解講座の講師として 招聘されて（事例報告）

北支部

富田 賢



私は一昨年より、川口市や蕨市の各公民館の主催事業に招聘され、相続・遺言制度をメインとして講師活動を続けております。

去る7月14日に川口市立芝富士公民館主催事業「人権問題理解講座」の講師として招聘されました。

昨年10月も、同館主催事業「川口市民大学・転ばぬ先の杖！ 今から考える老い支度講座（全4回）」が開催され、全回において私が講師を勤め、最終回で人権問題について講義しましたので、その分野については2度目の講師ということになります。

私の知る限り、人権問題について行政書士という立場から正式に講義したというのは極めてレアなケースではないでしょうか？

そもそも私は平成18年3月まで10年間、川口市役所に奉職しました。特に公民館など社会教育施設の配属が長く、社会教育主事を取得しつつ事業の企画運営に携わったという歴史が、現在多くの講師のお仕事を同市から頂戴しているという点に強く影響しております。

しかし単に縁故だけで講師活動をこなせるかというと、そう甘いものではありません。私があまりに未熟な講師でしたら、2度目のお声掛けはございませんでしたでしょう。ようやく開業3年に達した身ですが、常に最新の情報・知識を蓄積し、充実した講義を提供できるよう日々研鑽を積んでおります。

ましてや人権問題というのは深刻かつデリケートな分野です。私も一層緊張感を高めて臨みました。

当該講座の対象は川口市民一般です。川口市では人権尊重都市宣言や川口市同和対策審議会を発足させ、毎年度、各公民館など社会教育施設にて年1回の人権講座を組み込むことを義務づけています。

特に本年の私の講義終了後は、そのままクラブリーダー研修会（公民館利用団体の代表者たちによるもの）に移行しましたから、受講層は取りも直さず芝富士公民館運営の中核を担う市民たちということになったのです。

公民館長から「人権問題講座は毎年、講座設定について難しさを感じている。受講生たちがすっと入っていけるように講義してもらいたい」と要請を受けていました。前述したように川口市にかつて奉職し、特に公民館勤務が長く講座の企画運営に携わってきた身としては、館長の気持ちが痛いほど分かりました。当時は講師との折衝をしていた自分が、現在は全く逆の立場に立ち講座内容について相談を承ることになったという事実には、感慨を覚えるほかはありません。

昨年の講座（2時間）では「成年後見制度から」「暴力団対策」「土業に求められる倫理」と3部構成で講義し、本年の講座（1時間）では成年後見制度関連に特化しました。題して「成年後見制度から人権を考えましょう」になります。

本年の講義は、特に任意後見制度の立法趣旨やその在り方を意識したものです。

行政書士の諸先生方には釈迦に説法になりますが、成年後見制度でも特に任意後見については、全国的な利用

率の低さを鑑みても一般市民に浸透しているとは到底言い難いものです。それは制度の中身もさることながら、財産権のみならず人権を擁護した新システムであることが適切に伝わっていないからです。

私はまず全般概要からアプローチし、

- 平成11年の民法改正により従来の禁治産者・準禁治産者制度から、現在の成年被後見人・被保佐人・被補助人の3段階制度に移行したこと。
- 旧制度がどちらかといえば「家」の保護から閉鎖的イメージがあり、戸籍にも明記されていたものが、新制度では後見登記ファイルが別個に新設されたこと。
- 「個人」の保護という観点からプライバシーの保護や自己決定の尊重を念頭に置かれたこと。
- その自己決定の理想形として、将来、判断能力が衰えたときに備えて任意後見人を自分で決め、支援して欲しいことを公正証書であらかじめ契約しておく任意後見制度が新設されたこと。

以上のようなプロセスで、任意後見制度のレーンデールについて言及致しました。

これらはいずれも個人の尊厳、ひいては人権擁護の理念を具現化したものです。

一方で老人福祉法が改正され、市区町村長に後見開始の申立権が与えられたり、本人の居住用不動産の処分にて、必ず家庭裁判所の許可が必要となったり、行政・司法それぞれの公的機関が人権擁護のため積極的に支援するようになりました。

現実例として圧倒的に親族後見のケースが多いでしょうが、注意すべきは「家族・親族であったとしても、財産管理上は『あなたは第三者なのですよ』」という点なのです。私は講義中いつも「お財布は別!!」と大きく板書いたします。成年後見制度とは決して一時的なものではなく、恒久的な本人支援制度です。あくまで本人の意思を尊重し、本人のために財産を使うというのが大前提なのです。

後見人による財産着服が判明したケースが昨年度、少なくとも184件あり、被害総額が18億円超に達することが最高裁の初調査でわかっています。しかもこれは親族後見が182件を占め、1件で1億円というケースもあります。

親族後見は相続とは全く異なります。それはどういう意味か？ 親が認知症になったため子供が後見人になる。これは構いません。ただ子供は親の財産を相続したわけではなく、あくまで生きている（人権主体として存在している）一人間の財産をたまたま預かりしたに過ぎません。財産管理上はあなたは第三者である、という点からすれば、極論ですが親も子もありません。1対1の人間関係（人権主体どおり）として尊重されるべきなのです。

親族後見の問題性について言及したので、第三者後見の点からも考察してみましょう。「後見」という用語の語源から絡めてご説明します。

能において、シテと呼ばれる主人公が舞台で演技します。しかしシテが実演中に病気や事故で倒れてしまったり、あるいは開演時刻に間に合わず舞台に立つことさえできなかったら、どうするのでしょうか？ まさか舞台を休演するわけにはいきません。

一方、舞台には羽織袴を着用したワキと呼ばれる人物が正座しております。シテに事故があった場合、ワキがそのままの扮装でシテの代演をするのです。

もうお分かりかと存じますが、成年後見制度における「後見」「代理」の概念とは、以上のケースに完全にマッチします。すなわち認知症等で判断能力が衰えてしまった本人がシテであり、本人になり代わって法律行為（主

# 寄稿

として財産管理)を代理するのがワキであります。

いわゆる脇役という言葉は、上記のワキから来ております。しかし能におけるワキはシテより実力が落ちることは絶対ではなく、その一座の中でトップの実力であったり、むしろシテより上位であることが多いのです。これは一般の方々(本人)は法律に関して素人であるかもしれないが、本人支援すべき法律専門家(弁護士・司法書士・行政書士等)は彼らよりその点についてだけは長けていることと何となく似通っていますね。

けれども法律解釈や知識で一般人より優っているからといって、それを悪用してはいけません。それが眞の本人支援の在り方ですし、本人の人権擁護に直結するのです。

後見制度とはせっかく人権擁護のために新設されたのに、聖なる制度を汚し人権侵害で悪用されているのを見過することはできません。

本講義の最後で触れたのが、「認知症サポーター」制度です。

地域で活躍してもらうことを願って、認知症の人とその家族の応援者の養成制度として当該制度が発足されている点に注目すべきでしょう。

私自身もちろんサポーター講座を終え、その証としてのオレンジリングを授受しております。本来は腕輪として使用すべきところですが、といってオレンジリングを取得したままで私の役割は終わりません。

地元の北とぴあ(北区王子)や地域包括支援センター(北区の名称は高齢者あんしんセンター)等で年数度開催されるサポーター交流会に出席いたします。そこで有識者や現場で活躍される方々の貴重講演を拝聴したり、サポーターごおいで机を囲み情報交換をしたりします。

私は今まで執筆してきた人権問題講座や成年後見制度の講師を行っていることを報告させて頂きました。成年後見制度や人権問題の啓発が、サポーターとしての行政書士としての私の使命である、とさえ考えております。

全国では330万人のサポーターが誕生しているにもかかわらず、川口市ではいまだ1,900人程度しかおりません(平成24年3月データに基づく)。その人口に比してあまりに少ない現状でしたので取得を奨励し、同市担当課である長寿支援課の存在を教えました。

ちなみに当該資格は半日程度の講習を受講すれば、すぐに無料で取得できます。

前年に引き続き本年の人権問題理解講座の講義を依頼された際、正直なところ「なかなかとつつきにくいテーマ」にはちがいないと感じました。受講生の興味関心を惹きつけられるように設定したい、他方で行政書士としての立場を最大限に活かした内容にしたい、と激しい葛藤を覚えました。

結果として何とかまとまりをもった講義とすることができ安堵しています。これからもこのような講師の機会が与えられることを願っております。

本稿の最後として以下の文で締めたいと存じます。

行政書士は、国民の権利の擁護と義務の履行に寄与する。(行政書士倫理綱領第3項)